

1 1 - 4 移動等円滑化経路を構成する傾斜路

政 令	条 例
第十九条第2項 四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。 イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。 ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。 ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。	

◎ 移動等円滑化基準チェックリスト

施設等	チェック項目	
（移動等円滑化経路を構成する） 傾斜路 （政令第19条第2項第4号）	①幅は階段に代わる場合は120cm以上、階段に併設する場合は90cm以上であるか	
	②勾配は1/12を超えていないか（高さ16cm以下の場合は1/8を超えていないか）	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	

〔解説〕

○移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の規定である。

チェックリスト①（政令第19条第2項第4号イ）

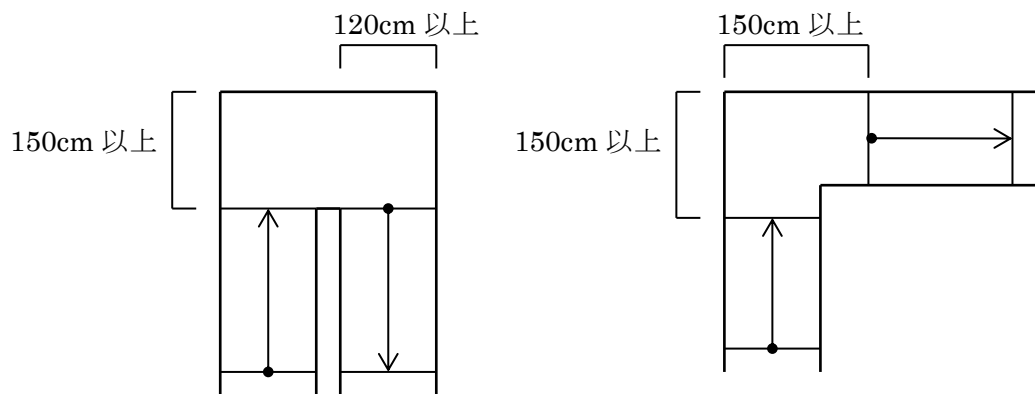
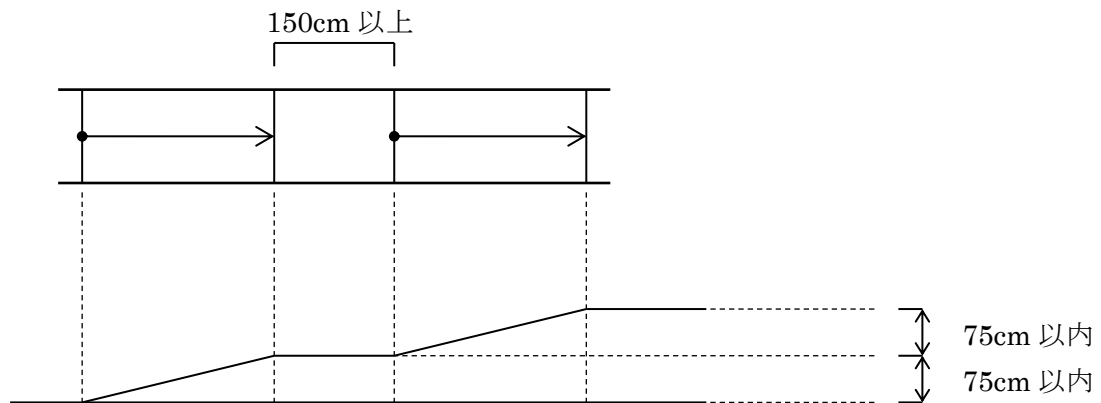
○傾斜路に手すりや立ち上がり部がある場合の有効幅は、その内側（最も狭い部分）で計測する。

チェックリスト②（政令第19条第2項第4号ロ）

○傾斜路の勾配は、車椅子使用者が自力で上ることができるよう、1/12 を超えてはならない。
 なお、傾斜路部分の高さが16cm以下の場合は1/8 を超えてはならない。

チェックリスト③（政令第19条第2項第4号ハ）

○踊り場の踏幅は次のとおりとする。



参考

〔法逐条解説〕 政令第19条 : P 45～P 50

〔建築設計標準〕 2. 4 屋内の通路 : P 2-79～P 2-87